

福祉タクシー利用券を使用している皆様へ

令和8年度の福祉タクシー利用券（30枚）をお送りします。

以下の【使用上の注意】に留意し、適正にご使用いただきますようお願いいたします。

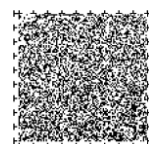
**利用期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までです。
令和7年度分は使用できなくなりますのでご注意ください。**

利用期間を過ぎての使用、本人以外の使用、1回の乗車で2枚以上の使用などは不正使用になります。

不正に使用した場合は、助成した金額を返還していただいたうえ、**利用券を回収**いたします。

使用上の注意

- 1 ご使用の際は、令和8年度の利用券であることを必ず確認してください。
- 2 利用券は、利用者氏名及び利用者番号の記載があるもののみ使用できます。
利用券は、本人（同乗する介添者を含む）が乗車する場合に限り使用できます。
乗車の際に利用券と本人確認のため、障害者手帳等を提示してください。
- 3 利用券は、別紙一覧の千葉市福祉タクシー事業協力機関でのみ使用できます。
- 4 1回の乗車につき、利用券1枚を料金お支払いの際に乗務員へお渡しください。
- 5 黄色券は、運賃の半額（1,300円を限度）を助成します。
 - ・黄色券は、一般タクシーのほか、リフト付タクシー等でも使用可能です。
 - ・運賃が2,600円以内の場合は、運賃の半額（10円未満切り捨て）をお支払いください。
 - ・運賃が2,600円を超える場合は、運賃から1,300円を差し引いた額をお支払いください。
- 6 水色券は、「寝たきり」または「車いすを使用されている方」を対象に、リフト付タクシー等の運賃の半額（5,500円を限度）を助成します。
 - ・水色券は、リフト付、スロープ付き、または寝台車両でのみ使用可能です。一般のタクシーでは使用できません。
 - ・すでに黄色券を交付されている方で、利用期間の途中で水色券への変更を希望する方は、令和8年度の利用券をお持ちのうえ届け出てください。
- 7 利用券は金券扱いのため、再発行はいたしません。紛失等がないよう、取り扱いにご注意ください。



千葉県タクシー協会による運賃割引

千葉県タクシー協会では、**身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方を対象に、市の福祉タクシー利用券とは別に、運賃の１割引**を行っています。

- ・乗車の際に手帳を提示してください。（提示がないと割引を受けられません）
- ・利用券は、その割引後の運賃に対して使用できます。乗車の際に、手帳の提示と併せて利用券を提出してください。

その他

- 人工透析を受けている方、または週に２回以上通院を必要とする方**へは、利用券の追加交付がありますので、お問い合わせください。なお、通院回数の確認のため、公費負担医療の受給者証等（自立支援医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾病療養受領証）または**領収書等**が必要となります。領収書等は、通院の際に医療機関にてお求めください。
※人工透析患者は特定疾病療養受領証または、自立支援医療（更生医療）受給者証のみで可。
※生活保護法による保護を受けている方は、追加交付を受けることができません。
- 福祉タクシー利用券から自動車燃料費助成への変更を希望する方**は、下記の①から④を届け出てください。
 - 令和８年度の利用券（※変更する時期により返還いただく枚数が異なります。）
 - 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）または小児慢性特定疾病医療受給者証
 - 自動車所有者の運転免許証、自動車検査証、自動車検査証記録事項
 - 口座情報がわかるもの（キャッシュカードや通帳）※原則、本人名義
- 障害程度に変更があった場合、千葉市に住所がなくなった場合（転出・死亡）、都合により利用券が不要になった場合は、利用券をお持ちのうえ届け出てください。

お問い合わせ・届出先

- ・身体障害者・知的障害者・特別障害者手当等受給者の方は、お住まいの区の保健福祉センター内の高齢障害支援課
- ・精神障害者、小児慢性特定疾病の方は、お住まいの区の保健福祉センター内の健康課

	担当課	電 話	F A X	所 在 地
中 央	高齢障害支援課（身・知・特）	043-221-2152	043-221-2602	中央区中央 4-5-1 Qiball（きぼーる）13 階
	健 康 課（精・小児慢性）	043-221-2583	043-221-2590	
花見川	高齢障害支援課（身・知・特）	043-275-6462	043-275-6317	花見川区瑞穂 1-1
	健 康 課（精・小児慢性）	043-275-6297	043-275-6298	
稲 毛	高齢障害支援課（身・知・特）	043-284-6140	043-284-6193	稲毛区穴川 4-12-4
	健 康 課（精・小児慢性）	043-284-6495	043-284-6496	
若 葉	高齢障害支援課（身・知・特）	043-233-8154	043-233-8251	若葉区貝塚 2-19-1
	健 康 課（精・小児慢性）	043-233-8715	043-233-8198	
緑	高齢障害支援課（身・知・特）	043-292-8150	043-292-8276	緑区鎌取町 226-1
	健 康 課（精・小児慢性）	043-292-5066	043-292-1804	
美 浜	高齢障害支援課（身・知・特）	043-270-3154	043-270-3281	美浜区真砂 5-15-2
	健 康 課（精・小児慢性）	043-270-2287	043-270-2065	

※タクシー会社に関する苦情・ご要望等は千葉県タクシー運転者登録センター（☎043-215-7221）まで

